

○ 住宅の応急修理〔災害救助法〕

【措置の内容】

災害により住宅が半壊又は半焼し、そのままでは住むことができない場合に自ら修理する資力のない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、都道府県知事が、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分を応急的に修理する。応急修理は市町村が業者に委託して実施する。

【担当省庁】厚生労働省

【問合せ先】都道府県、市町村

1 適用基準

【3頁参照】

2 対象者

1に該当する災害が発生した市町村において、以下の要件を満たした者

- (1) 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
- (2) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しないこと

3 応急修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、台所、トイレ等日常生活に必要欠くことのできない破損箇所に限定される。

（例）①屋根、柱、床、外壁、基礎等、②ドア、窓等の開口部、③上下水道、電気、ガス等の配管、配線、④衛生設備

4 応急修理の限度額

1世帯当たり52万円が上限（同一住宅に複数同居世帯の場合1世帯とみなされる）
現物給付をもって実施する。

5 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了しなければならない。

6 費用の支弁及び国庫負担

- (1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁する。
- (2) 国庫負担：(1)により都道府県が支弁した費用が100万円以上となる場合に、支弁額が当該都道府県の普通税収入見込額に占める割合に応じて国庫が負担する。

- ① 普通税収入見込額の2/100以下の部分・・・・・・・・50/100
- ② 普通税収入見込額の2/100を超え4/100以下の部分・・・・80/100
- ③ 普通税収入見込額の4/100を超える部分・・・・・・・・90/100

<厚生労働省資料等より作成>